

# 河川の規制緩和を進め、地域の建設業を支えます(国管理河川)

～出水期に施工できる工種を緩和し、工事の平準化や工期の確保を促進～

- 河川内工事の施工期間がより適切に確保されるよう、治水上の安全が確保される工種について、平成29年度から出水期間中の施工を可能とし、今後さらに工種の拡大について検討を進める。
- 橋梁工事等の河川への占用許可工事についても同様の取扱いとする。

**現状**

■ 降雨観測や気象予報技術の進展等を踏まえ、平成29年度より全国統一的に出水期間中の施工を可能とした工種

＜緩和工種＞

- 準備・後片付け、河道掘削・浚渫、天端舗装、高水敷(工事用)道路、土砂運搬、根固工(乱積み)



**緩和の追加検討**

■ 施工中においても堤防機能を低下させることなく施工が可能な工種について、緩和の検討に着手

＜検討工種＞

- ・矢板護岸
- ・遮水矢板
- ・地盤改良(川裏側) 等



～砂利採取の規制緩和を拡大し、河川砂利の有効活用を促進～

- これまで河川工事により掘削していた土砂について、生態系や良好な河川景観等への影響が生じない範囲内で民間事業者等による砂利採取を許可することで、掘削コストの縮減に努め、良質な砂利の有効活用を促進。(平成26年度～)
- 近年、台風や局地的豪雨等が頻発し、出水後の土砂堆積へのリスクが高まり、より適切かつ効率的な堆積土砂の対応が必要。
- 砂利採取の規制緩和をさらに拡大し、規制緩和に着手した平成26年度の年間約5百万m<sup>3</sup>から、概ね5ヶ年で約1千万m<sup>3</sup>に倍増。

